

厚真町研究型地域おこし協力隊地域協力活動報告要領

1 目的

この要領は、厚真町起業型・協働型・研究型地域おこし協力隊設置要綱（平成29年訓令第27号の2。以下「要綱」という。）第6条に定める地域協力活動の報告方法を定めたものである。

2 地域協力活動報告内容・方法

厚真町研究型地域おこし協力隊（以下、「研究型協力隊」という。）は、次に掲げる事項について報告を行うこと。

（1）厚真町研究型地域おこし協力隊 地域協力活動業務日報（別記様式）

①研究型協力隊は、要綱第2条に定めた事項に関する活動（以下、「地域協力活動」という。）について、別記様式により日報を作成しなければならない。

②日報は、当該月の日数から休日（土日祝日及び12月30日から翌年1月5日まで）の日数を減じた日数分以上を作成すること。

③作成した日報は当該月分をまとめたうえで、次月の10日（10日が閉庁日の場合は、10日以降の直近の開庁日）までに町まちづくり推進課に提出すること。

（2）打合せについて

①研究に当たっては、必要に応じて担当教員及び町の担当者と打ち合わせを行うこと。

②社会実装に当たっては、必要に応じて町が委託する研究型協力隊コーディネーター事業者と打ち合わせを行うこと。

③打合せ等により研究及び社会実装計画に変更が生じた場合には速やかに報告すること。

（3）その他

①起業型協力隊は、前2項のほか、町の指示した事項について、報告を行わなければならない。

②報告方法、時期、場所等については、別途、まちづくり推進課が指示する。

3 留意事項

報告内容が不適切（例：日報の内容が短すぎる、など）、期日までに報告がなされない状況が常態化している、虚偽の報告を行ったなど、町が、適切に報告がなされていないと判断した場合には、要綱第9条に基づき、起業型協力隊の解嘱を検討する。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。